

埼玉県臨床細胞学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は埼玉県臨床細胞学会と称する。

(事務所等)

第2条 本会は事務局、会員管理局、編集局、財務局を設置し、必要に応じ、専門医会、細胞検査士会を置くことができる。設置場所（名称）は細則に定める。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、埼玉県における臨床細胞学の進歩と普及を図るとともに、細胞診断業務に従事するものに対して、細胞診断の教育指導に関する事業を行い、また、会員相互の親睦と連携を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学術集会、講習会、研修会等の開催
- (2) 会誌等の刊行
- (3) 細胞診専門医会、細胞診検査士会の開催
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は本会の目的に賛同するもので、次のとおりとする。

- (1) 正会員 埼玉県臨床細胞学会に入会手続きを終えた者
- (2) 栄誉会員 本会の会長、副会長の経験者、平成25年3月以前の旧日本臨床細胞学会埼玉県支部会の支部長、副支部長の経験者ないし本会の発展にとくに功労のあった者
- (3) 功績会員 本会の理事に10年以上就任した者ないし本会の発展にとくに功労のあった者
- (4) 賛助会員 本会の事業を援助するために入会した団体
- (5) 非会員 本会に所属しない者。非会員は学術集会等で定めた参加費用を支払い、出席することができる。非会員は全ての議決決定権は付与されない。

2 栄誉会員、功績会員は65歳以上で理事が推薦し、理事会の承認を得た者とする。栄誉会員、功績会員は終身称号とする。

(入会)

第6条 栄誉会員、功績会員以外の会員として本会の会員になろうとする者は、細則に定める所定の手続きを行わなければならない。

(会費)

第7条 会員は別に定めた会費を納入しなければならない。

2 栄誉会員、功績会員は会費を納めることを要しない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 本人が死亡したとき、または、会員である団体が解散したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納し、督促の受け取りから1か月の間に応じないとき

(4) 除名されたとき

(退会および再入会)

第9条 会員は任意に退会するときは、細則に定める所定の手続きを行わなければならない。

2 再入会を希望する場合は、再入会年度の会費に加えて退会前の年会費未納分がある場合は併せて納入し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の審議および総会の議決を経て除名できる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為があったとき

(2) 本会の会員としての義務に違反したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費およびその他の抛出金品は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

第4章 役員

(種類)

第12条 本会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事 会員の10%以下の人数とする（医師、技師は約半数ずつを目安とする）

(4) 監事 2名

(5) 顧問 必要に応じて若干名（顧問に関する事項は細則に定める）

(選任)

第13条 理事および監事は、総会において会員の中から選出する。選出の手続きは、別に定める。

2 会長は理事会において理事の互選により定める。副会長は会長が理事の中から指名する。

3 理事、監事は相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、欠けたとき、職務遂行が困難な場合はその職務を代理し、代行する。

3 理事は理事会を組織し、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、本会の業務を執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に定める職務を行なう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査する
- (2) 本会の財産の状況を監査する
- (3) 前2号に不正の事実を発見した場合には、これを理事会および総会に報告する
- (4) 前号を報告するため必要がある場合には、総会を招集する
- (5) 理事会に出席することができる。ただし、議決には加わらない

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第17条 役員が各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者の3分の2以上の議決により、これを解任できる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上に義務違反あるいは役員としてふさわしくない行為があったとき

第5章 会議

(種別)

第18条 本会の会議は、総会、理事会の2種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事及び顧問をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 会員の除名
 - (4) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は以下の事項について議決する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他運営に関する必要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的の事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条の規定により、監事からの招集があったとき
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的の事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 第15条の規定により、監事からの招集の請求があったとき

(招集)

第22条 総会、理事会は前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第1号、第2号の規定による請求があったときは速やかに総会を招集しなければならない。また、前条第3項第2号、第3号の規定による請求があったときは速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は出席した会員のうちから会長が指名する。理事会の議長は出席した理事のうちから会長が指名する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開会することはできない。

- 2 理事会は、理事総数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会、理事会の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 構成員総数および出席者数（委任者数）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

第6章 会計

第27条 本会の会計は、年会費、学術集会参加費、協賛金、寄付金、助成金をもってあてる。

第28条 会費は毎年3月末までに本会へ納入するものとする。

- 2 栄誉会員、功績会員は、会費を免除される。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第30条 新入会者は入会時にその年度の会費を納める。

第7章 細則

第31条 本会則の施行細則については理事会において決定する。

附則

- 1. 本会則は昭和58年7月11日より施行する。
- 2. 昭和58年7月16日一部改定する。
- 3. 昭和59年7月14日一部改定する。

4. 平成2年4月1日一部改定する.
5. 平成4年2月29日一部改定する.
6. 平成6年2月26日一部改定する.
7. 平成10年2月28日一部改定する.
8. 平成12年3月5日一部改定する.
9. 平成14年3月9日一部改定する.
10. 平成20年3月1日一部改定する.
11. 平成25年3月16日一部改定する.
12. 平成26年3月29日一部改定する.
13. 平成28年3月26日一部改定する.
14. 平成30年3月24日一部改定する.
15. 令和4年5月28日一部改定する.
16. 令和5年12月23日一部改定する.
17. 令和6年3月23日一部改定する.
18. 令和7年4月12日一部改定する.

埼玉県臨床細胞学会細則

入会に関する細則

入会を希望する者は、本会ホームページの会員管理から入会申請を行わなければならない。
この細則は令和7年4月12日より施行する。

退会に関する細則

退会を希望する者は、本会ホームページの会員管理から退会届を提出しなければならない。
この細則は令和7年4月12日より施行する。

事務局等の設置、名称細則

1. 事務局 自治医科大学附属さいたま医療センター 病理部
2. 会員管理 自治医科大学附属さいたま医療センター 病理部
3. 会費管理 獨協医科大学埼玉医療センター 病理診断科

この細則は令和4年5月28日より施行する。

この細則は令和6年3月23日より施行する。

この細則は令和6年4月20日より施行する。

この細則は令和8年5月13日より施行する。

役員選出規定細則

1. 理事および監事の選出は、役員選出委員会が会員の中から候補者を推薦し、総会で承認を得る。

2. 役員選出委員会の構成は、理事会が推薦する理事以外の会員 6 名とし、理事会はこれを委嘱する。
役員選出委員は会長、副会長を含めて医師と技師を半数ずつとする。
3. 会長は理事の互選により選出する。
4. 副会長は会長が理事の中より指名する。
5. 顧問は、顧問に関する細則の定めにより、理事会で選出を行う。
6. 理事は就任年度の 4 月 1 日をもって 63 歳以下のものとする。

この細則は平成 2 年 2 月 17 日より施行する。

平成 16 年 3 月 9 日一部改定する。

平成 20 年 3 月 1 日一部改定する。

平成 26 年 3 月 29 日一部改定する。

平成 27 年 3 月 14 日一部改訂する。

平成 28 年 3 月 26 日一部改訂する。

令和 4 年 5 月 28 日一部改定する。

栄誉会員および功績会員に関する施行細則

1. 栄誉会員選考基準

- 1) 本会の会長または副会長の経験者
- 2) 本会の発展に特に功労のあった者

2. 功績会員選考基準

- 1) 本会の役員に 10 年以上就任した者
- 2) 本会の発展に特に功労のあった者

栄誉会員および功績会員は終身称号とする。

この細則は平成 4 年 7 月 29 日より施行する。

顧問に関する細則

1. 定年規程、及び退任する理事のうち、引き続き本会の運営に必要と認められた者を理事会の推薦により顧問を委嘱することができる。
2. 顧問は、理事会に出席し、本会の運営に関する助言を行う。
3. 顧問の選出は理事会で推薦し、会長が委嘱する。
4. 顧問の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

この細則は平成 28 年 3 月 26 日より施行する。

令和 4 年 5 月 28 日一部改定する。

埼玉県臨床細胞学会学術賞における細則

1. 学術賞は「埼玉学術賞」とし埼玉県臨床細胞学会会員の教育や技術・知識の向上を目的とし、その年度の国内外を問わず論文を原著（症例発表は除く）として投稿掲載された中より優秀と認められた著者に送られる。
2. 候補者は埼玉県臨床細胞学会会員とし自薦・他薦により所定の書類を埼玉県臨床細胞学会事務局に提出する。

3. 埼玉. 学術賞の選考委員会は会長・副会長・学術委員長等で構成され、審議し選出され候補者は理事会で承認される.
4. 埼玉学術賞受賞者は認定証と賞金（金一封）が贈呈され、埼玉県臨床細胞学会総会において贈呈式を行う.
5. 毎年、連続で同一者の受賞は妨げない.

この細則は令和 5 年 12 月 23 日より施行する.

会員年会費

医師会員	3,500 円
技師会員	3,000 円